

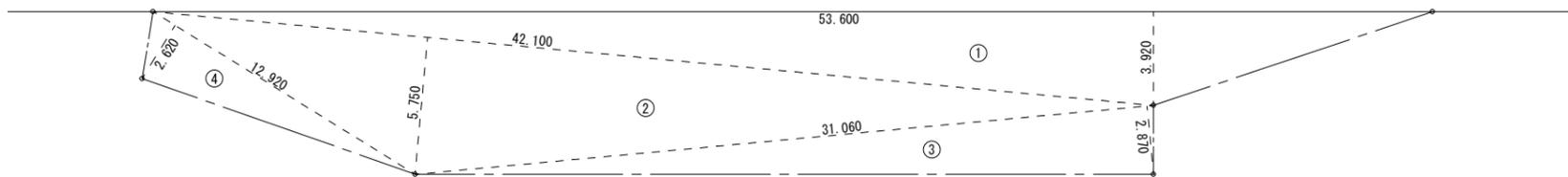
建築工事特記仕様書		章 項 目	特 記 事 項	1 各 産 共 通 事 項 (続 き)	2 仮 設 工 事	3 土 工 事	4 地 業 工 事																																																																																																																																																			
<p>1. 共通仕様</p> <p>前面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁審判部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 標仕のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。</p> <p>3. 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4) 特記事項に記載の（ ）は「各部配設参考図」の当該項目を示す。</p> <p>(5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（ ）内は製品名を示す。</p> <p>(6) ㊦印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目を示す。グリーン購入法による調達推進品目は、「鹿児島県環境物品等調達方針」の環境物品等調達推進品目一覧表及び別表1（鹿児島県のホームページからダウンロード可能）による。</p> <p>4. 前払金</p> <p>契約金額100万円以上の工事については、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の4を超える範囲内に限り前払金の支払を請求することができる。</p> <p>5. 中間前払又は部分払の選択</p> <p>契約金額100万円以上の工事については、契約に当たり中間前払又は部分払を選択することができる。</p> <p>6. 中間前払</p> <p>契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を超える範囲内に限り7の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。</p> <p>7. 中間前払の要件</p> <p>(1) 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>8. 部分払</p> <p>前払金を支払ったものについては工期中2回まで、前払金の支払がされていないものは工期中3回までとする。</p> <p>9. 火災保険</p> <p>契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後21日とする。</p> <p>10. 県産資材の優先使用</p> <p>(1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下、「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。</p> <p>(2) 以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>〔指定主要資材（7品目）【生コン（レディミクストコンクリート）コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝】〕</p> <p>(3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。</p> <p>(4) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>11. 下請工事における市内建設業者の優先活用</p> <p>(1) 工事の一部を下請に付する場合は、いちき串木野市内に主たる営業所を有する者を活用するよう努めることとする。</p> <p>①前項で定めた建設業者を活用しない場合、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等活用状況報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>②工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>12. 配置技術者等の途中交代</p> <p>(1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。</p> <p>① 受注者の責務によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>② 工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ 大規模な工事で一つの契約工期が多数年に及ぶ場合</p> <p>(2) 上記(1)のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。</p> <p>13. 電子納品</p> <p>(1) 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)（令和2年3月）」（以下、「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成された電子データを指す。</p> <p>(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本2部の計3部を提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。</p> <p>(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県への公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。</p> <p>14. CAD図面データの貸与について</p> <p>本工事に關するCAD図面データの貸与を希望する場合は「CAD図面データ借用に係る誓約書」を併せて提出すること。なお貸与したCAD図面データは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該CAD図面データは、完成図提出時までに、受注者において履行期限期間中に複製又は再配布しているもの全てを消去すること。その他、誓約書の記載事項を遵守すること。</p> <p>15. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>鹿児島県が発注する建設工事等（以下、「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、県（発注者）と協議を行うこと。</p> <p>16. ダンプトラック等による過積載等の防止について</p> <p>(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</p> <p>(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を納入しないこと。</p> <p>(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。</p> <p>(4) さし枠の設置又は物品積載設置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。</p> <p>(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。</p> <p>17. 施工体制台帳の作成等について</p> <p>本工事の受注者は建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。</p> <p>18. 施工体系図の作成等について</p> <p>本工事の受注者は、工事を実施するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に提示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。</p> <p>ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務</p> <p>イ 土砂やコンクリート級等の運搬のみを行う業務</p> <p>ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務</p> <p>エ その他監督職員が記載を指示した業務等</p>	<p>1 適用基準等</p> <p>※ 適用を受ける関係法令等を遵守すること（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁審判部建築課監修）（令和4年版） 構内舗装・排水設計基準及び参考資料（平成31年版） 建築工安全衛生技術指針（官庁審判部） 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁審判部） 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国交省通知122号等） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） <p>2 工事実績情報の登録</p> <p>※適用する 対象工事 [1.1.4]</p> <p>※工事請負金額500万円以上 ()</p> <p>3 品質計画</p> <p>・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算</p> <p>※基準風速 (Vb) (38) m/s</p> <p>※地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV</p> <p>・上記風圧力の1.3倍の風圧力に対する安全性を確保する</p> <p>・上記風圧力の1.15倍の風圧力に対する安全性を確保する</p> <p>適用工種 ・ A L C / パネル (外壁・屋根) ・押出成形セメント板 (外壁) ・外壁石張 (乾式) ・外壁材 (外断熱工法) ・長尺金属板葺き・折板葺き・アルミ笠木・ガラスブロック・シート防水 (機械式)</p> <p>・屋上緑化システム ・ ()</p> <p>4 電気保安技術者</p> <p>工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 [1.3.3]</p> <p>・要 ・ 不要</p> <p>5 施工条件</p> <p>標仕 1.3.5以外の施工条件 ・ 図示 ◎現場説明書 [1.3.5]</p> <p>6 発生材の処理</p> <p>・発注者に引渡しを要するもの (・ 金属類 ・ PCB含有物) [1.3.11]</p> <p>引渡し場所 ※構内 ()</p> <p>・特別管理産業廃棄物の処理方法 ()</p> <p>再生資源化を図るもの又は廃棄するもの ・ 有 ・ 無</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>受入れ施設名</th> <th>所 在 地</th> <th>搬出距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に示す受入れ施設は参考であり、実施に当たっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては、監督職員と協議する。</p> <p>※建設廃棄物処理計画書の作成</p> <p>※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成</p> <p>7 環境への配慮</p> <p>本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有する [1.4.1]</p> <p>とともに、次の1) から4) を満たすものとする。</p> <p>1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、化粧紙、接着剤、保護材、覆面材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は含有率が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する</p> <p>2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する</p> <p>3) 接着剤は可塑剤（フタル酸ジメチル及びフタル酸ジエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する</p> <p>4) 1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、発散率が極めて少ない材料を使用したものとする</p> <p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする</p> <p>規制対象外</p> <p>①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料</p> <p>②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料第三種品</p> <p>③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料</p> <p>④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料建材</p> <p>本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする</p> <p>8 材料の品質等</p> <p>本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、 [1.4.2]</p> <p>J I S 及び J A S マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること</p> <p>(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること</p> <p>(3) 安定的な供給が可能であること</p> <p>(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること</p> <p>(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること</p> <p>(6) 販売、保守等の営業体制を整えていること</p> <p>なお、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p> <p>※工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの（含有率0.1%以下）とする。</p> <p>9 特別な材料の工法</p> <p>標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による</p> <p>10 化学物質の濃度測定</p> <p>施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、 [1.5.9]</p> <p>スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた6物質）の濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はバッチ型監視採取器により行う。なお、結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。</p> <p>着工前の測定 ・ 行う</p> <p>測定対象室と箇所数 ・ 図示 () 箇所 ()</p> <p>22 鹿児島県トライアル発注制度の製品等</p>	分 類	受入れ施設名	所 在 地	搬出距離 (km)	・コンクリート塊				・アスファルト				・コンクリート塊				・建設発生木材				<p>11 一級建築士</p> <p>下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をする [1.5.2]</p> <p>とともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・鉄筋施工（鉄筋組立て作業）</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・型枠施工 ・コンクリート圧送作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ブロック建築 ・ALCパネル施工</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>土工</td> <td>・石材施工（石張り施工）</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>木工</td> <td>・建築大工</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>◎建築板金（内外装板金作業）</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官</td> </tr> <tr> <td>器具工事</td> <td>・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工 ・木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・塗装（建築塗装作業）</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ボード仕上げ工事作業 ・表装（壁装作業）</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>・造園</td> </tr> <tr> <td>製工事</td> <td>・農製作</td> </tr> </tbody> </table> <p>12 完成図等</p> <p>完成図 ※作成する（完成図の種類 ※全てで設計図 ()) [1.7.2]</p> <p>完成図の様式等 A 3種小二折り製本 ※3部 ・ () 部 [表1.7.1]</p> <p>A 1二折り製本 ※1部 ・ () 部</p> <p>完成図のCAD図面データ C D-R ※3枚 ・ () 枚</p> <p>・作成しない</p> <p>保安に関する資料 ・作成する（提出回数 ※1部 ・ () 部）</p> <p>※作成しない</p> <p>13 完成写真等</p> <p>撮影箇所及び方法については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による下記のものを監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>分 類</th> <th>規 格</th> <th>部 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>※デジタル撮影</td> <td>全景：A4サイズ 部分：A3サイズ</td> <td>※1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>※デジタル撮影</td> <td>カラーA3サイズ</td> <td>※1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(検査状況)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>※デジタル撮影</td> <td>全景：A4サイズ 部分：A3サイズ</td> <td>※1部</td> <td>外観4面/棟 内部全状況</td> </tr> <tr> <td>(出来形時)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成調査時</td> <td>※デジタル撮影</td> <td>カラーA3サイズ</td> <td>※2部</td> <td>外観4面/棟</td> </tr> <tr> <td>電子データ</td> <td>・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>100×125以上の原紙を使う場合には、監督職員にあらかじめ焼きたてを提出し確認を受ける</p> <p>電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG形式最高画質とし、CD-ROMにて提出する</p> <p>撮影業者 ※監督職員に承諾する撮影者 ・ 監督職員に承諾する撮影業者</p> <p>14 設備工事との取り合い</p> <p>設備機器の設置、取合い等が検討のできる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける [1.1.7]</p> <p>15 設計G L</p> <p>※図示による ・ 現地地盤の平均高さとし、監督職員と協議する</p> <p>16 既存部分等への措置</p> <p>工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて修繕する</p> <p>17 騒音振動の防止</p> <p>低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する</p> <p>適用工事（土、地業、コンクリート、舗装、舗装、とりこりし等）</p> <p>18 部分使用</p> <p>この工事については、部分使用は ・ 有 (図示) ・ 無</p> <p>19 一部完成</p> <p>この工事については、一部完成は ・ 有 (図示) ・ 無</p> <p>20 中間検査</p> <p>この工事については、中間検査を ・ 行う ・ 行わない</p> <p>行う場合は、工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（基礎地中梁、中間梁及び農上階配筋完了時、鉄骨施工完了時）及び内装工事等施工中を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。</p> <p>21 白蟻防除工事</p> <p>この工事については、(公社)日本しろあり対策協会(以下、「協会」という。)発行「防除施工標準仕様書」(以下、「防除」という。)による</p> <p>この項目に記載の【防 】内表示番号は、防除の当該項目を示す</p> <p>※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする</p> <p>※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする</p> <p>※土壌処理</p> <p>処理の適用区分 ※行う ・ 行わない [防1.2]</p> <p>処理の方法 ※帯状散布法、塵状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う [防1.3.(1)]</p> <p>◎木材処理</p> <p>処理の適用区分 ※行う ・ 行わない [防1.2]</p> <p>処理の方法 ※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う [防1.3.(2)]</p> <p>◎処理の箇所</p> <p>◎木造の場合</p> <p>※1.4.(2)①～⑥及び⑧に規定する箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸床、合掌、小屋梁、間仕切、桁、火打梁などとし敷板又は軒桁との仕口面 ・2階梁、火打梁と胴差との仕口面 <p>◎木造以外の場合</p> <p>※1.4.(2)⑦に規定する箇所</p> <p>※2以上の階の床面より1m以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面</p> <p>※保証書及び期間</p> <p>白蟻防除工事について、下記事項を記載した5年保証書を提供すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。</p> <p>(7)工事名称 (i)建物の所在地 (ii)建物の構造・用途・面積 (iii)白蟻防除工事の施工面積</p> <p>(iv)防除処理別並びに使用薬剤名、製造者名、施工年月日 (v)登録施工業者会員名簿</p> <p>(vi)施工した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日 (vii)保証期間</p> <p>※工事施工に当たり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること</p> <p>製品名 ()</p> <p>施工箇所 ※図示による ()</p>	適用工事種別	技能検定の職種	鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立て作業）	コンクリート工事	・型枠施工 ・コンクリート圧送作業	鉄骨工事		ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工	防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業	石工事	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業	土工	・石材施工（石張り施工）	タイル工事	・タイル張り	木工	・建築大工	屋根及びとい工事	◎建築板金（内外装板金作業）	金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）	左官工事	・左官	器具工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工 ・木製建具手加工作業	カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工	塗装工事	・塗装（建築塗装作業）	内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業		・ボード仕上げ工事作業 ・表装（壁装作業）	植栽工事	・造園	製工事	・農製作	区 分	分 類	規 格	部 数	備 考	着工前	※デジタル撮影	全景：A4サイズ 部分：A3サイズ	※1部		工事中	※デジタル撮影	カラーA3サイズ	※1部		(検査状況)					完成時	※デジタル撮影	全景：A4サイズ 部分：A3サイズ	※1部	外観4面/棟 内部全状況	(出来形時)					完成調査時	※デジタル撮影	カラーA3サイズ	※2部	外観4面/棟	電子データ	・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真				<p>1 監督職員事務所</p> <p>・設ける ・設ける（既存建築物の一部を使用する） ・設けない</p> <p>面積規模 (・10㎡ ・20㎡ ・35㎡ ・65㎡ ・100㎡ ・ () ㎡) 程度</p> <p>仕上りの程度、設置する設備、備品等の種類及び数量は現場説明書による</p> <p>監督職員スペースと工事監理業務の職員スペースは間仕切り等で仕切る</p> <p>監督職員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位 等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニル床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁、天井</td> <td>合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>塗装溶剤系珪藻土系鋼板張り、又は、鉄板張り、鋼合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事用水</p> <p>構内既存の施設 ※利用できない ◎利用できる (※有償 ・ 無償) [2.3.1]</p> <p>3 工事用電力</p> <p>構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる (※有償 ・ 無償) [2.3.1]</p> <p>4 現場表示板</p> <p>規格 ※下図による ◎監督職員の承諾による</p> <p>材質 ※県産杉板 ◎監督職員の承諾による</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に對し安全な工法とする</p> <p>3 ① 埋戻し及び盛土</p> <p>材料及び工法 種別 [3.2.3] [表3.2.1]</p> <p>・ A種 ※日種 ・ C種 ・ D種</p> <p>C種の場合 (発生場所)</p> <p>(連絡先)</p> <p>(運 搬) ※発生原因者側 ・ 本工事 (km)</p> <p>3.2.5</p> <p>※構外指示の場所 受入れ施設名 所在地 [3.2.5]</p> <p>受入れ場所 () ()</p> <p>受入れ場所での処理 (・ 敷均し ※たい積)</p> <p>搬出距離 () km</p> <p>処分費 (・ 有償 ※無償)</p> <p>上記に示す受入れ場所 ・ 距離は参考であり、実施に当たっては監督職員と協議の上決定する</p> <p>◎構内指示の場所 ()</p> <p>◎処理の方法 ◎敷均し ・ たい積)</p> <p>資源利用法に基づく届け出</p> <p>4 1 地盤調査の結果</p> <p>調査位置、柱状図、地層構成、地下水位</p> <p>※資料提供</p> <p>・ 図示による ()</p> <p>2 支持地盤</p> <p>・杭基礎 [3.2.1] [4.2.4] [4.3.4, 5] [4.4.4] [4.5.5, 6]</p> <p>支持地盤の種類及び位置 (基礎ぐいの先端の位置を含む)</p> <p>・ 図示による ()</p> <p>◎直接基礎</p> <p>支持地盤の種類及び位置 (基礎底部の位置含む)</p> <p>・ 図示による () ・</p> <p>長期設計支持力度</p> <p>◎ (50) kN/m² ・</p> <p>試験値 (掘り戻し) による支持地盤の確認 [3.2.1]</p> <p>・ 行う 位置等は図示による ()</p> <p>◎行わない</p> <p>地盤の載荷試験 [4.2.4]</p> <p>・ 行う 試験の位置、方法は図示による ()</p> <p>◎行わない</p> <p>3 既製コンクリート地業</p> <p>種類</p> <p>・遠心力高強度プレストレスコンクリート杭 (PHC杭)</p> <p>・外殻鋼管付きコンクリート杭 (SCH杭)</p> <p>SC杭の鋼管材料 ・ SKK400 ・ SKK490</p> <p>・プレストレス鉄筋コンクリート杭 (PRC杭)</p> <p>試験値</p> <p>・ 行う 孔径はオージ一径とする 位置及び長さ等は図示による ()</p> <p>試験値の施工は試験杭の施工に先立ち行う</p> <p>・ 行わない</p> <p>寸法、継手、性能等 (種類・種類、性能及び曲げ強度区分) [4.2.2] [4.3.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>コンクリート強度 (N/mm²)</th> <th>杭径 (mm)</th> <th>杭長 (m)</th> <th>継手数</th> <th>長期設計支持力 (kN/本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う</p> <p>試験杭の位置、本数 ※最初の一本 ・ 図示による ()</p>	部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニル床シート張り	内壁、天井	合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り	屋根	塗装溶剤系珪藻土系鋼板張り、又は、鉄板張り、鋼合ペイント塗り	種類	コンクリート強度 (N/mm ²)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	長期設計支持力 (kN/本)	試験杭						上杭						下杭						木杭						上杭						下杭						<p>MEMO 鹿児島県建築工事特記仕様書 (令和5年7月版)</p> <p>一級建築士事務所 立石建築設計事務所</p> <p>知事登録 第1-3-66号 E-mail: tateishi@po5.synapse.ne.jp</p> <p>鹿児島県いちき串木野市緑町161番地</p> <p>TEL (0996)-32-1526</p> <p>FAX (0996)-32-1356</p> <p>設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴</p> <p>工事名称 串木野中学校バス停留所等整備工事 (上屋新築)</p> <p>図面名称 建築工事特記仕様書 1</p> <p>設計年月 2025 (R7) 年 3月</p> <p>縮尺 NO.SCALE</p> <p>図面番号 B 1</p>
	分 類	受入れ施設名	所 在 地	搬出距離 (km)																																																																																																																																																						
	・コンクリート塊																																																																																																																																																									
	・アスファルト																																																																																																																																																									
	・コンクリート塊																																																																																																																																																									
	・建設発生木材																																																																																																																																																									
	適用工事種別	技能検定の職種																																																																																																																																																								
	鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立て作業）																																																																																																																																																								
	コンクリート工事	・型枠施工 ・コンクリート圧送作業																																																																																																																																																								
	鉄骨工事																																																																																																																																																									
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工																																																																																																																																																									
防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業																																																																																																																																																									
石工事	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シーリング防水工事作業																																																																																																																																																									
土工	・石材施工（石張り施工）																																																																																																																																																									
タイル工事	・タイル張り																																																																																																																																																									
木工	・建築大工																																																																																																																																																									
屋根及びとい工事	◎建築板金（内外装板金作業）																																																																																																																																																									
金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）																																																																																																																																																									
左官工事	・左官																																																																																																																																																									
器具工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工 ・木製建具手加工作業																																																																																																																																																									
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工																																																																																																																																																									
塗装工事	・塗装（建築塗装作業）																																																																																																																																																									
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																									
	・ボード仕上げ工事作業 ・表装（壁装作業）																																																																																																																																																									
植栽工事	・造園																																																																																																																																																									
製工事	・農製作																																																																																																																																																									
区 分	分 類	規 格	部 数	備 考																																																																																																																																																						
着工前	※デジタル撮影	全景：A4サイズ 部分：A3サイズ	※1部																																																																																																																																																							
工事中	※デジタル撮影	カラーA3サイズ	※1部																																																																																																																																																							
(検査状況)																																																																																																																																																										
完成時	※デジタル撮影	全景：A4サイズ 部分：A3サイズ	※1部	外観4面/棟 内部全状況																																																																																																																																																						
(出来形時)																																																																																																																																																										
完成調査時	※デジタル撮影	カラーA3サイズ	※2部	外観4面/棟																																																																																																																																																						
電子データ	・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真																																																																																																																																																									
部 位 等	仕 上 げ																																																																																																																																																									
床	合板張り又はビニル床シート張り																																																																																																																																																									
内壁、天井	合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り																																																																																																																																																									
屋根	塗装溶剤系珪藻土系鋼板張り、又は、鉄板張り、鋼合ペイント塗り																																																																																																																																																									
種類	コンクリート強度 (N/mm ²)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	長期設計支持力 (kN/本)																																																																																																																																																					
試験杭																																																																																																																																																										
上杭																																																																																																																																																										
下杭																																																																																																																																																										
木杭																																																																																																																																																										
上杭																																																																																																																																																										
下杭																																																																																																																																																										

4 地業工事 続き	3 既製コンクリート杭 地業（続き）	<p>施工方法 [4.3.2] [4.3.4]</p> <ul style="list-style-type: none"> セメントミルク工法 <ul style="list-style-type: none"> アースオーガーの支持地盤への掘削深さ <ul style="list-style-type: none"> 図示 杭の支持地盤への根入れ深さ <ul style="list-style-type: none"> 図示 杭の精度 <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ 杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 1/100以内 特定埋込杭工法 [4.3.5] <ul style="list-style-type: none"> H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力方式で$\alpha=250$を採用できる工法 <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 上記以外の特定埋込杭工法 <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 工法 <ul style="list-style-type: none"> プレボーリング拡大根固め工法 中掘り拡大根固め工法 杭間固定液 <ul style="list-style-type: none"> 使用する 使用しない 杭の支持層への根入れ深さ <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 杭の精度 <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ ※評定等の評価内容による 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による 	4 地業工事 続き	5 場所打ちコンクリート 杭地業	<p>杭径、長さ、仕様等 図示による（ ） [4.2.2] [4.5.1] [4.5.4~6]</p> <p>材料その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 帯筋の加工及び組み立て 図示による 鉄筋の最小かぶり厚さ 図示による 鉄筋かごの補強 組み立てた鉄筋の節ごとの継ぎ手 <ul style="list-style-type: none"> 重ね継手 重ね継手の長さ 図示による 主筋の基礎底面への定着長さ 図示による セメントの種類 ※高炉セメントB種 [G] [4.5.4] [6.3.1] [4.5.4] [表4.5.1] コンクリートの種類 <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 評定等の内容による コンクリートの設計基準強度 () N/mm2 [4.5.4~6] スランブ ※18cm 構造体強度補正係数(S) [4.5.4] <ul style="list-style-type: none"> () 3N/mm2 評定等の内容による <p>掘削工法 [4.5.1] [4.5.5, 6]</p> <ul style="list-style-type: none"> アースドリル工法 安定液 ※使用する 使用しない リバース工法 オールケーシング工法 孔内の水張り 行う 行わない <p>供用する工法</p> <ul style="list-style-type: none"> 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 図示による（ ） 鋼管巻き材料 SKK400 SKK490 拡底杭工法 図示による（ ） 安定液 使用する 使用しない <p>試験杭 [4.2.2] [4.5.5, 6]</p> <p>試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う</p> <p>試験杭の位置、本数 ※最初の本 図示による（ ）</p> <p>孔壁測定 [4.5.5, 6]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行う 測定方法、測定箇所は図示による（ ） 行わない <p>杭の支持層への根入れ深さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>杭の精度</p> <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ 杭径の1/4以下かつ100mm以下 評定等の内容による 杭の傾斜 1/100以内 <p>工法</p> <ul style="list-style-type: none"> 浅層混合処理工法 <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（ ） 長期設計支持力 () kN/m² 深層混合処理工法 <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（ ） 長期設計支持力 () kN/m² 	5 鉄筋工事 続き	3 鉄筋の継手	<p>継手方法等 [5.3.4] [5.5.2, 3]</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び名</th> </tr> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td>※ガス圧接・機械式継手・溶接継手・重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>※重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋()</td> <td>※重ね継手</td> <td></td> </tr> </table> <p>耐力壁の重ね継手の長さ [5.3.4]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>継手位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>柱及び梁主筋の重ね継手の長さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>鉄筋の定着長さ [5.3.4]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ 40 d ） 図示による（ ） 機械式定着工法 <p>最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う） [5.3.5]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 図示による（ ） <p>柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し 有り 適用箇所（ ） 主筋のかぶり厚さ <ul style="list-style-type: none"> ※鉄筋径の1.5倍以上 <p>軽量コンクリートを使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り 適用箇所（ ） 最小かぶり厚さに加える厚さ（ ）mm <p>耐久性上不利な部分（腐害等を受けるおそれのある部分等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し 有り 適用箇所（ ） 図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.11に加える厚さ（ ）mm） <p>鉄筋相互のあき（特殊な鉄筋を除く） [5.3.5] [図 5.3.6]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 図示による（ ） <p>各部配筋 [5.3.7]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）） <p>抜取試験 [5.4.10]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※超音波探傷試験 引張試験 試験ロット：1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。 なお、200箇所を超えるときは200箇所ごととする。 <p>使用箇所 [5.5.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>性能(H12報告第1463号に適合するもの) [5.5.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> A級 <p>機械式継手の種類及び工法 () [5.5.3]</p> <p>鉄筋相互のあき [5.5.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1） 図示による（ ） <p>品質の確認方法 [5.5.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>不良となった継手の修正方法等 [5.5.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>使用箇所 [5.6.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>性能(H12報告第1463号に適合するもの) [5.6.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> A級 <p>溶接継手の工法 () [5.6.3]</p> <p>鉄筋相互のあき [5.6.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1） 図示による（ ） <p>品質の確認方法 [5.6.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>不良となった継手の修正方法等 [5.6.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>組立の形の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による H形 () 形 図示による（ ） 	部 位	継手方法	呼び名	柱、梁の主筋	※ガス圧接・機械式継手・溶接継手・重ね継手		耐力壁の鉄筋	※重ね継手		その他の鉄筋()	※重ね継手		6 コンクリート 工事	① コンクリートの 種類及び強度	<p>普通コンクリートの設計基準強度 (N/mm²) [6.2.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>③ 18</td> <td>捨て</td> </tr> <tr> <td>③ 21</td> <td>基礎、柱</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>構造体強度補正係数(S) ※標準 表6.3.2による</p> <p>スランブの位置 (単位: cm) [6.2.4] [表 6.2.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>打込み箇所</th> <th>基礎、土間、捨て</th> <th>柱、壁</th> </tr> <tr> <td>所要スランブ</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> </table> <p>類別 [6.2.1] [表 6.2.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※I類 II類 <p>③ セメント [6.3.1] [表 6.3.1]</p> <p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通ポルトランドセメント又は高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 (普通ポルトランドセメントの品質はJIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。) 施工場所 () 高炉セメントB種 [G] () 施工場所 () フライアッシュセメントB種 [G] () 施工場所 () <p>④ 骨材 [6.3.1]</p> <p>アルカリシリカ反応性による区分</p> <ul style="list-style-type: none"> A B <p>⑤ 混和材料 [6.3.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 混和剤 <ul style="list-style-type: none"> 混和剤の種類 <ul style="list-style-type: none"> ※標準 6.3.1(4)(a)による 混和材 <ul style="list-style-type: none"> 混和材の種類 <ul style="list-style-type: none"> ※標準 6.3.1(4)(b)による <p>⑥ 気乾単位容積質量 [6.2.3] [6.10.1]</p> <p>普通コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ②.3t/m³ 程度 <p>⑦ マスコンクリート [6.13.2]</p> <p>セメントの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 高炉セメントB種 [G] 普通ポルトランドセメント 中熱ポルトランドセメント 低熱ポルトランドセメント フライアッシュセメントB種 [G] シリカセメント <p>⑧ 無筋コンクリート [6.14.1]</p> <p>コンクリートの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通コンクリート <p>適用箇所 [6.14.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>混和材料 [6.13.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 混和剤 <ul style="list-style-type: none"> 混和剤の種類 <ul style="list-style-type: none"> 標準6-13-2(2)(7)による 混和材 <ul style="list-style-type: none"> 混和材の種類 <ul style="list-style-type: none"> 標準6-13-2(2)(f)による <p>スランブ 15cm [6.13.2]</p> <p>構造体強度補正係数(S) [6.13.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※標準 表6.13.1による <p>⑨ ひび割れ誘発目地 打継目地 [6.6.4] [6.8.1] [9.7.3]</p> <p>打継の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準 6.6.4(1)による 図示による（ ） <p>目地寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準 9.7.3による 図示による（ 20×15 ） <p>間隔、位置、形状</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） <p>⑩ コンクリートの仕上げ [6.2.5] [6.8.2] [表6.2.4]</p> <p>合板せき板を用いるコンクリートの打直し仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ※コンクリートの打直し仕上げ種別と適用箇所は図示による <p>コンクリートの仕上げの平たんさ</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>見え掛り部分（柱、壁）</td> </tr> </table> <p>11 打直し厚さ (打直し仕上げ部) [6.8.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 打直し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打直し厚さ（外部に面する部分に限る） <ul style="list-style-type: none"> 20mm 打直し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打直し厚さ（内部に面する部分に限る） <p>⑫ 型枠 [6.8.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁タイル張りで、NR工法又は目荒らし（高圧水洗）工法を行う場合は、外部側≧20mmの打直しを行う <p>せき板の材料及び厚さ [6.8.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 合板 (※12mm) [G] <p>断熱材を兼用した型枠材の使用 [6.8.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行う 適用箇所（ ） 行わない <p>スリーブの材種・規格等 [6.8.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※標準 6.8.2(9)(7)(f)による 	設計基準強度	適用箇所	③ 18	捨て	③ 21	基礎、柱	24						打込み箇所	基礎、土間、捨て	柱、壁	所要スランブ	15	18	種 別	適用箇所	A種		B種		C種	見え掛り部分（柱、壁）																																																																												
		部 位			継手方法			呼び名																																																																																																																					
柱、梁の主筋	※ガス圧接・機械式継手・溶接継手・重ね継手																																																																																																																												
耐力壁の鉄筋	※重ね継手																																																																																																																												
その他の鉄筋()	※重ね継手																																																																																																																												
設計基準強度	適用箇所																																																																																																																												
③ 18	捨て																																																																																																																												
③ 21	基礎、柱																																																																																																																												
24																																																																																																																													
打込み箇所	基礎、土間、捨て	柱、壁																																																																																																																											
所要スランブ	15	18																																																																																																																											
種 別	適用箇所																																																																																																																												
A種																																																																																																																													
B種																																																																																																																													
C種	見え掛り部分（柱、壁）																																																																																																																												
4 鋼杭地業	<p>種類の記号 [4.4.2] [4.4.3~6]</p> <ul style="list-style-type: none"> SKK400 SKK490 <p>杭の種類、寸法、継手等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>杭径(mm)</th> <th>板厚(mm)</th> <th>杭長(m)</th> <th>継手数</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う</p> <p>試験杭の位置、本数 ※最初の本 図示による（ ）</p> <p>施工方法 [4.4.1] [4.3.5]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定埋込杭工法 <ul style="list-style-type: none"> H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力方式で$\alpha=250$を採用できる工法 <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 上記以外の特定埋込杭工法 <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 工法 <ul style="list-style-type: none"> 中掘り拡大根固め工法 杭の支持層への根入れ深さ <ul style="list-style-type: none"> ※評定等の評価内容による 杭の精度 <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ ※評定等の評価内容による 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による <p>杭の現場継手 [4.4.5]</p> <ul style="list-style-type: none"> アーク溶接継手 <ul style="list-style-type: none"> 形状 JIS A 5525による 溶接材料 [4.4.3] <ul style="list-style-type: none"> 標準 7.2.5(1)(2)による 図示による（ ） 機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの） <ul style="list-style-type: none"> 工法 ※評定等を受けた工法 (・図 による) 検査 ※評定等により定められた項目 (・図 による) 施工 ※評定等された施工管理基準による (・図 による) <p>杭頭の処理 [4.4.6]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行う <ul style="list-style-type: none"> 処理方法（切断ともなう補強方法含む） <ul style="list-style-type: none"> 図示による（ ） 行わない <p>杭頭の中詰め材料 [4.4.6]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※基礎のコンクリートと同調合のもの 	種類	杭径(mm)	板厚(mm)	杭長(m)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭	上杭 中杭 下杭						本杭	上杭 中杭 下杭						5 鉄筋工事	① 鉄筋の種類 [5.2.1] [表5.2.1]	<table border="1"> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼 び 名</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>SD295</td> <td>D10, D13, D16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SD345</td> <td>D19</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>鉄線の形状等 [5.2.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr> <td>溶接金網</td> <td>SMM-C</td> <td>格子状 150×150 6φ</td> <td>コンクリート保護部分</td> </tr> <tr> <td>鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類の記号	呼 び 名	備 考	SD295	D10, D13, D16		SD345	D19								種 類	種類の記号	網目の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位	溶接金網	SMM-C	格子状 150×150 6φ	コンクリート保護部分	鉄筋格子				② 溶接金網	<p>鉄筋の種類等 [5.2.1] [表5.2.1]</p> <table border="1"> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼 び 名</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>SD295</td> <td>D10, D13, D16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SD345</td> <td>D19</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>鉄線の形状等 [5.2.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr> <td>溶接金網</td> <td>SMM-C</td> <td>格子状 150×150 6φ</td> <td>コンクリート保護部分</td> </tr> <tr> <td>鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類の記号	呼 び 名	備 考	SD295	D10, D13, D16		SD345	D19								種 類	種類の記号	網目の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位	溶接金網	SMM-C	格子状 150×150 6φ	コンクリート保護部分	鉄筋格子				③ 鉄筋の定着長さ [5.3.4]	<p>図示による（ ）</p>	④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む） [5.3.5]	<p>図示による（ ）</p>	⑤ 各部配筋 [5.3.7]	<p>図示による（構造関係共通事項（配筋標準図））</p>	⑥ 抜取試験 [5.4.10]	<p>※超音波探傷試験</p> <p>引張試験</p> <p>試験ロット：1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。 なお、200箇所を超えるときは200箇所ごととする。</p>	⑦ 使用箇所 [5.5.3]	<p>図示による（ ）</p>	⑧ 性能(H12報告第1463号に適合するもの) [5.5.3]	<p>A級</p>	⑨ 機械式継手の種類及び工法 () [5.5.3]	<p>鉄筋相互のあき [5.5.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1） 図示による（ ） 	⑩ 品質の確認方法 [5.5.3]	<p>図示による（ ）</p>	⑪ 不良となった継手の修正方法等 [5.5.2]	<p>図示による（ ）</p>	⑫ 使用箇所 [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>	⑬ 性能(H12報告第1463号に適合するもの) [5.6.3]	<p>A級</p>	⑭ 溶接継手の工法 () [5.6.3]	<p>鉄筋相互のあき [5.6.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1） 図示による（ ） 	⑮ 品質の確認方法 [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>	⑯ 不良となった継手の修正方法等 [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>	⑰ 組立の形の種別	<p>図示による H形 () 形</p> <p>図示による（ ）</p>	⑱ 補強方法 [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>	⑲ 配筋方法 [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>	⑳ 出隅部分及び出隅受け部の補強筋 [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>	㉑ 13 壁開口部の補強 [5.6.3]	<p>一般 壁 図示による（ ）</p>	㉒ 14 梁貫通孔の補強 [5.6.3]	<p>補強形式 図示による（ ）</p>	㉓ 15 基礎梁主筋の継手 [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>	㉔ 16 機械吊上げ用フック [5.6.3]	<p>図示による（ ）</p>
種類	杭径(mm)	板厚(mm)	杭長(m)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考																																																																																																																							
試験杭	上杭 中杭 下杭																																																																																																																												
本杭	上杭 中杭 下杭																																																																																																																												
種類の記号	呼 び 名	備 考																																																																																																																											
SD295	D10, D13, D16																																																																																																																												
SD345	D19																																																																																																																												
種 類	種類の記号	網目の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位																																																																																																																										
溶接金網	SMM-C	格子状 150×150 6φ	コンクリート保護部分																																																																																																																										
鉄筋格子																																																																																																																													
種類の記号	呼 び 名	備 考																																																																																																																											
SD295	D10, D13, D16																																																																																																																												
SD345	D19																																																																																																																												
種 類	種類の記号	網目の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位																																																																																																																										
溶接金網	SMM-C	格子状 150×150 6φ	コンクリート保護部分																																																																																																																										
鉄筋格子																																																																																																																													

12 木工事	1 木材の品質	構造材については、「認証がこしま材」を優先して使用することとし、次に示す部位の木材は、「認証がこしま材」を使用すること。（造作材、木製間仕切り、扉壁）	12 木工事（続き）	6 床張り用合板等	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「合板の日本農林規格」による普通合板 [12.2.1]	13 屋根及び という工事	1 長尺金属板葺	[13.2.2, 3]	14 金属 工事	1 ステンレスの表面仕上げ	種類 ※HL程度 ・顔面仕上げ程度 ・No.2B 程度	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	2 表面仕上げ	[12.1, 4] [表12.1, 1, 2]	2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	[14.2.1] [表14.2.2]	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	3 製材 [G]	[12.2.1] [12.4.1] [12.5.1] [12.6.1] [12.7.1]	3 鉄鋼の垂れめっき	[14.2.2] [表14.2.2]	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	4 造作用集成材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [12.2.1]	4 軽量鉄骨天井下地	[14.4.2~4] [表14.4.1]	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	5 造作用単板積層材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材 [12.2.1]	5 軽量鉄骨壁下地	[14.5.3, 4] [表14.5.1]	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	6 防霉・防蟻	[12.3.1, 2]	6 金属成形板張り	[14.6.2, 3] [表14.2.1]	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	7 接着剤	[12.2.2, 3]	7 アルミニウム製芝木	[14.7.2, 3] [表14.7.1]	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	8 防露・防蟻	[12.3.1, 2]	8 手すり及びタラップ	[14.7.1]	14.4.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8
	2 表面仕上げ	[12.1, 4] [表12.1, 1, 2]		6 床張り用合板等	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「合板の日本農林規格」による普通合板 [12.2.1]		1 長尺金属板葺	[13.2.2, 3]		1 ステンレスの表面仕上げ	種類 ※HL程度 ・顔面仕上げ程度 ・No.2B 程度		2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	[14.2.1] [表14.2.2]	3 製材 [G]	[12.2.1] [12.4.1] [12.5.1] [12.6.1] [12.7.1]		3 鉄鋼の垂れめっき	[14.2.2] [表14.2.2]	4 造作用集成材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [12.2.1]		4 軽量鉄骨天井下地	[14.4.2~4] [表14.4.1]	5 造作用単板積層材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材 [12.2.1]		5 軽量鉄骨壁下地	[14.5.3, 4] [表14.5.1]	6 防霉・防蟻	[12.3.1, 2]		6 金属成形板張り	[14.6.2, 3] [表14.2.1]	7 アルミニウム製芝木	[14.7.2, 3] [表14.7.1]		8 手すり及びタラップ	[14.7.1]								
	3 製材 [G]	[12.2.1] [12.4.1] [12.5.1] [12.6.1] [12.7.1]		6 床張り用合板等	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「合板の日本農林規格」による普通合板 [12.2.1]		1 長尺金属板葺	[13.2.2, 3]		1 ステンレスの表面仕上げ	種類 ※HL程度 ・顔面仕上げ程度 ・No.2B 程度		2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	[14.2.1] [表14.2.2]	3 製材 [G]	[12.2.1] [12.4.1] [12.5.1] [12.6.1] [12.7.1]		3 鉄鋼の垂れめっき	[14.2.2] [表14.2.2]	4 造作用集成材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [12.2.1]		4 軽量鉄骨天井下地	[14.4.2~4] [表14.4.1]	5 造作用単板積層材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材 [12.2.1]		5 軽量鉄骨壁下地	[14.5.3, 4] [表14.5.1]	6 防霉・防蟻	[12.3.1, 2]		6 金属成形板張り	[14.6.2, 3] [表14.2.1]	7 アルミニウム製芝木	[14.7.2, 3] [表14.7.1]		8 手すり及びタラップ	[14.7.1]								
	4 造作用集成材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [12.2.1]		6 床張り用合板等	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「合板の日本農林規格」による普通合板 [12.2.1]		1 長尺金属板葺	[13.2.2, 3]		1 ステンレスの表面仕上げ	種類 ※HL程度 ・顔面仕上げ程度 ・No.2B 程度		2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	[14.2.1] [表14.2.2]	3 製材 [G]	[12.2.1] [12.4.1] [12.5.1] [12.6.1] [12.7.1]		3 鉄鋼の垂れめっき	[14.2.2] [表14.2.2]	4 造作用集成材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [12.2.1]		4 軽量鉄骨天井下地	[14.4.2~4] [表14.4.1]	5 造作用単板積層材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材 [12.2.1]		5 軽量鉄骨壁下地	[14.5.3, 4] [表14.5.1]	6 防霉・防蟻	[12.3.1, 2]		6 金属成形板張り	[14.6.2, 3] [表14.2.1]	7 アルミニウム製芝木	[14.7.2, 3] [表14.7.1]		8 手すり及びタラップ	[14.7.1]								
	5 造作用単板積層材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材 [12.2.1]		6 床張り用合板等	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「合板の日本農林規格」による普通合板 [12.2.1]		1 長尺金属板葺	[13.2.2, 3]		1 ステンレスの表面仕上げ	種類 ※HL程度 ・顔面仕上げ程度 ・No.2B 程度		2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	[14.2.1] [表14.2.2]	3 製材 [G]	[12.2.1] [12.4.1] [12.5.1] [12.6.1] [12.7.1]		3 鉄鋼の垂れめっき	[14.2.2] [表14.2.2]	4 造作用集成材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [12.2.1]		4 軽量鉄骨天井下地	[14.4.2~4] [表14.4.1]	5 造作用単板積層材 [G]	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材 [12.2.1]		5 軽量鉄骨壁下地	[14.5.3, 4] [表14.5.1]	6 防霉・防蟻	[12.3.1, 2]		6 金属成形板張り	[14.6.2, 3] [表14.2.1]	7 アルミニウム製芝木	[14.7.2, 3] [表14.7.1]		8 手すり及びタラップ	[14.7.1]								

MEMO ・鹿児島県建築工事特記仕様書（令和5年7月版）	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号	設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野中学校バス停留所等整備工事（上屋新築）	設計年月 2025（R7）年3月	図面番号 縮尺 NO.SCALE
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL (0996)-32-1526 FAX (0996)-32-1356	図面名称 建築工事特記仕様書 4		

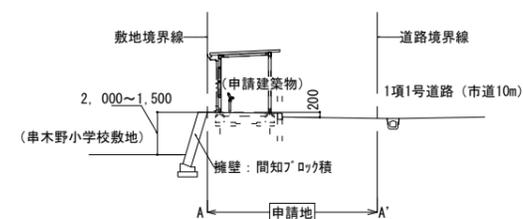
17 カーテンウォール工事	1 取付方法、性能等	[17.1.3] [17.2.2] [17.3.2] 取付方法 ・層間方式 ・柱・梁方式 ・方立方式 ・スパンドレル方式 ・ 性能 耐震性能 耐風圧性 水密性 気密性 遮音性 断熱性 耐火性能 ・30分 ・1時間 耐温度差性 ・80℃ ・70℃ ・60℃ 耐風圧性 適用区分による風圧力の(・1.0 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法 主要部材の耐風圧性能(ガラスを除く) 支点間距離(H) 耐風圧性能 状態 4m以下 ・たわみ量が±(1/150)×hかつ絶対量20mm以下であること 部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが生じること。 4mを超える 歪みが生じること。 耐震性能 ・建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による 性能の確認及び判定方法 ・性能の確認及び判定方法が確認できる資料を提出し監督員の承諾を受ける。	18 塗装工事	1 材料	内部に使用する塗料は、原則水性系のものとする [18.1.3] 屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※☆☆☆☆ ・防火材料 ※屋内の壁、天井及び防火材料とする。(箇所：) ② 素地ごしらえ [18.2.2~7]	19 内装工事	1 接着剤	接着剤のホルムアルデヒド放散量 [19.2.2] ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難揮発性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする。 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地の場合の接着剤の種類 ・図示 2 ビニル床シート [19.2.2, 3] 種 類 JIS記号 施工箇所 色柄 特殊機能 厚さ(mm) 備考 ※発泡層のないもの ※FS(複層ビニル床シート) ・無地 ・帯電防止 ※2.0 ・発泡層のあるもの ・メーブル柄 ・耐動荷重性 ・無地 ・耐薬品性 ・柄物 工法 ※熱溶接工法 3 ビニル床タイル [19.2.2] JIS記号 施工箇所 色柄 寸法 特殊機能 厚さ(mm) 備考 ・FT(複層ビニル床タイル) ※無地 ・帯電防止 ・柄物 ・防滑性 ※KT(コグシツコンビニル床タイル) ※無地 ・300×300 ・帯電防止 ・2.0 ・TT(単層ビニル床タイル) ・柄物 ・450×450 ・防滑性 ・2.5 ※FOA(置き敷きビニル床タイル) ・無地 ※帯電防止 ・3.0 ・FOB(置き敷きビニル床タイル) ・柄物 ・防滑性 置敷きビニル床タイル(FOA・FOB)の接着剤は粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする ・帯電防止ビニル床タイル(バネ一体タイプ) () 右に示す製造所の商品程度とする () ・耐熱性ビニル床タイル () 右に示す製造所の商品程度とする () 4 ビニル幅木 [19.2.2] 材質 ※軟質 ・硬質 高さ(mm) ※60 ・75 ・100 厚さ(mm) ※1.5以上 5 ゴム床タイル [19.2.2] 色柄 () 厚さ(mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0 寸法(mm) () 6 カーペット敷き [19.3.2, 3] [表19.3.1, 2] ・タイルカーペット [19.3.2, 3] バイル形状 種別 施工箇所 寸法 総厚さ(mm) 備考 ※ループバイル ※第一種 ※500×500 ※6.5 ※第二種 ・カットバイル ・第一種 ※500×500 ※6.5 帯電防止及び ・第二種 防汚加工品 ・カット・ループ併用 ・第一種 ※500×500 ※6.5 ・第二種 色柄 ※無地 ・柄物 タイルカーペットの敷き方 平 場 ※市松敷き ・模様流し ・ 階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・ 異切り、押え金物 ・適用する(材質、形状等 ※図示 ・) ※適用しない 7 合成樹脂塗料 [19.4.2, 3] [表19.4.1~8] 種 別 施工箇所 工 法 仕上げの種類 ・厚膜型塗料材 弾性/軟質樹脂系塗料 ※平滑仕上げ ・弾性/軟質樹脂系塗料 ※平滑仕上げ・つや消し仕上げ ※厚膜型塗料材 ※薄膜流し層べ工法 ・平滑仕上げ ※軟質樹脂系塗料 ・厚膜流し層べ工法 ・平滑仕上げ ・樹脂粉砕工法 ・薄膜型塗料材 塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 8 フローリング張り [19.5.2~5] [表19.5.1~5] 種 類 工 法 樹種 厚さ(mm) 大きさ 仕上塗装 間伐材等の適用 ・フローリングボード1等 ・釘留め工法(根木張り) 15 幅幅75 板長さ400以上 ・塗装品 ・無塗装品 ・有り ・なし ・釘留め工法(直張り) ・12以上 幅幅75 板長さ400以上 ・接合工法 ・8以上 幅幅75 板長さ400以上 ・有り ・なし ・フローリングボード1等 ・接合工法 15 303×303 ・塗装品 ・無塗装品 ・有り ・なし 複合フローリング [19.5.2~5] 種 類 工 法 樹種 厚さ/大きさ(mm) 種別 防湿処理 塗料仕上げ 間伐材等の適用 ・天然木化粧複合フローリング ・釘留め工法(根木張り) ※なら ・A種 ・適用する ・塗装品 ・有り ・釘留め工法(直張り) ・B種 ・適用しない ・無塗装品 ・なし ・接合工法 ※なら 板厚・12以上 幅幅・75以上 板長さ400以上 ・有り ・なし フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート 現場塗装仕上げ ・行う(施工箇所) ・行わない ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステインの上、ワックス塗り ・生地のままワックス塗り	19 内装工事(続き)	9 畳敷き [19.6.2] [表19.6.1] 種別 ・A種 ・B種 ※C種 ・D種(畳床) ・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N 下地の種類 ・標仕 表12.6.1による床組 ・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン) () ・図示 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、含有が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和層 畳表(JIS A 5002) ・C1 ・C2 防虫処理は加熱による方法及び防虫加工紙(布)による方法とし、人体に無害なものとする。 畳表は、無水炭素検査規定による「精糸引通 五八 2等級」規定品同等以上とする。 10 セッコロボードその他のボード張り [19.7.2, 3] [表19.7.1] 種 類 JIS 記号 厚さ(mm)、規格等 ・硬質木毛セメント板 [G] HW ・15 ・20 ※25 ・ ・普通木毛セメント板 [N] NW ・15 ・20 ※25 ・ ・けい酸カルシウム板 0,8FK ・突付け ・目透し 1,0FK タイプ2 (無石綿) ※6 ・8 ・ロックウール化粧吸音板 DR ※突付け ・ ・フラットタイプ(・9(不燃) ※12(不燃) ・) ・凹凸タイプ(・12(不燃)・15(不燃)・19(不燃)・) ※300×600 ・455×910 ・グラスウール吸音ボード32K GW-B ※25 (厚手ガラスクロス包) ・ ・せッコロボード GB-R ※留め付け材 樹脂製プラグ@300程度 ※12,5(不燃) ・15(不燃) ※910×2730 ・910×1820 ・不燃積層せッコロボード GB-NC ※突付け ※9,5(不燃) ・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ※450×910 ・910×910 ・シーリングせッコロボード GB-S ・12,5(不燃) ・強化せッコロボード GB-F ・12,5(不燃) ・15(不燃) ・化粧せッコロボード(木目) GB-D ※目透し (W) ・12,5(不燃) 幅440mm程度 ※9,5 模様(※柱目 ・板目) 専用下地材有り ・メラミン樹脂化粧板 JIS K 6903による (※1,2 ・) せッコロボード等の下地は図示による 石膏ボードの目地工法等 目地工法の種類 ・仕上表による 突付工法及び目透かし工法のエッジの種類 ・ベルエッジ ・スクエアエッジ 遮音シール材 ※アクリル系またはウレタン系シーリング材 ・ジョイコンバンド(JIS A 6914) 合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 合板類の種付け ※B種 ・A種 11 壁紙張り [19.8.2, 3] ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 施工箇所 壁紙の種類 防火性能 商品名(程度) 紙 織種 プラスチック 無機質 その他 ・不燃 ・準不燃 ・不燃 ・準不燃 ・不燃 ・準不燃 ・不燃 ・準不燃 モルタル・プラスター面の素地ごしらえ ※B種 ・A種 コンクリート・ALC面の素地ごしらえ ※B種 ・A種 せッコロボード面の素地ごしらえ ※B種 ・A種
	2 メタルカーテンウォール [17.2.2, 3, 5, 6] 金属材料の種類 ・アルミウム材 ・鋼材 ・ステンレス鋼材 シーリング材の種類(目地等) 種類及び寸法 ・図示 ・ ガラスの取付け材料 ・シーリング 種類 ・SR-2 ・SR-1 支持方法 ・4辺指示 断熱材 [G] 種類 () 厚さ(mm) () 施工箇所 ・図示 ・ 製品及び取付位置の寸法許容差 ※標仕 17.2.1~3による ガラス溝の寸法、形状 ※製造所の仕様による 耐火処理 適用部位 ・図示 材料、種別 ・図示	3 錆止め塗料塗り [18.3.2, 3] 下地面等 塗料の種類 錆止めの塗料の種類 錆止めの塗料塗りの工程 鉄鋼面 DP ・A種 見え掛り:A種、見え隠れ:B種 SOP ・C種及びD種 標仕(表18.3.4) EP-G ・A種 ・B種 見え掛り:A種、見え隠れ:B種 亜鉛めっき鋼面 SOP ・鋼製建具等 ・A種 鋼製建具等:A種 ・A種 ・B種 上記以外:B種 ・その他 ・A種 ・B種 DP ・B種 鋼製建具等:A種 EP-G ・C種 鋼製建具等:A種 上記以外:B種 [18.4.1~18.12.2] 塗 装 種 別 塗料の種類 高日射反射率 塗料の適用 [G] ・合成樹脂塗料 木部屋外 ※A種 ・B種 ペイント塗り(SOP) 木部屋内 ※B種 ・A種 鉄鋼面 ※B種 ・A種 亜鉛めっき鋼面 - ・適用する ・クリヤラッカー塗り(O) 鉄鋼面 - 上塗り等級()級 ・適用する ・アクリル樹脂系非水分散型塗料(NAD) ※B種 ・A種 - - ④ 耐摩性塗料塗り(OP) 鉄鋼面 - 上塗り等級()級 ・適用する 亜鉛めっき鋼面 - 上塗り等級()級 - コンクリート面及び 押出成形セメント板面 ・A種 ・B種 ・C種 ・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G) コンクリート面、セメント面、その他の面等 ※B種 ・A種 - - 屋内の鉄鋼面 ※B種 ・A種 - - ・合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) ※B種 ・A種 - - ・ウレタン樹脂ワニス塗り(U) ※B種 ・A種 - - ・オイルステイン塗り(OS) ※水性 ・油性 - - ・木材保護塗料塗り(OP) ※B種 ・A種 - - 高日射反射率塗料 [G] を適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。 クリヤラッカー塗(CL)A種の工程2の適用 ・適用する(着色剤: ・溶剤系接着剤 ・油性染料接着剤) ・適用しない ・高日射反射率塗料塗り 工 程 塗料その他 塗付量(kg/m ²) 規格番号 規格名称 種類 等級 塗料塗り JIS K 5675 屋根用高日射反射率塗料 2種 ・1級 ・2級 ・3級 塗料製造所の仕様による	4 塗装 [18.4.1~18.12.2] 塗 装 種 別 塗料の種類 高日射反射率 塗料の適用 [G] ・合成樹脂塗料 木部屋外 ※A種 ・B種 ペイント塗り(SOP) 木部屋内 ※B種 ・A種 鉄鋼面 ※B種 ・A種 亜鉛めっき鋼面 - ・適用する ・クリヤラッカー塗り(O) 鉄鋼面 - 上塗り等級()級 ・適用する ・アクリル樹脂系非水分散型塗料(NAD) ※B種 ・A種 - - ④ 耐摩性塗料塗り(OP) 鉄鋼面 - 上塗り等級()級 ・適用する 亜鉛めっき鋼面 - 上塗り等級()級 - コンクリート面及び 押出成形セメント板面 ・A種 ・B種 ・C種 ・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G) コンクリート面、セメント面、その他の面等 ※B種 ・A種 - - 屋内の鉄鋼面 ※B種 ・A種 - - ・合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) ※B種 ・A種 - - ・ウレタン樹脂ワニス塗り(U) ※B種 ・A種 - - ・オイルステイン塗り(OS) ※水性 ・油性 - - ・木材保護塗料塗り(OP) ※B種 ・A種 - - 高日射反射率塗料 [G] を適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。 クリヤラッカー塗(CL)A種の工程2の適用 ・適用する(着色剤: ・溶剤系接着剤 ・油性染料接着剤) ・適用しない ・高日射反射率塗料塗り 工 程 塗料その他 塗付量(kg/m ²) 規格番号 規格名称 種類 等級 塗料塗り JIS K 5675 屋根用高日射反射率塗料 2種 ・1級 ・2級 ・3級 塗料製造所の仕様による							
	3 PCカーテンウォール [17.3.2~5] [表17.3.1, 2] カーテンウォールの材料 コンクリート 種類 ・普通コンクリート 軽量コンクリート1種 品質 ※標仕17.3.2(1)(a)による 鉄筋 ※SD295A(・D13 ・D10) 補強鉄線の径(mm) ※3.2 ・4.0 ・5.0 ・6.0 配筋 ※図示 シーリング材の種類(目地等) 種類及び寸法 先付けの材料 ・建具枠 ・ゴンドラ用ガイドレール 表面仕上材 ・石材(・花こう岩 ・大理石 ・) ・セラミックタイル ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm) ・h=1~+2、W1及びW2±1 製品及び取付位置の寸法許容差 ※標仕 表17.3.1, 2による ガラスの取付け方法 ガラスの取付け材が構造用ガスケットで覆層 ガラス等を使用する場合は、排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う。	5 フッ素樹脂塗料	6 焼付塗装	5 打ちしコンクリート面保護工法(下塗材)水性 浸透性吸水性防止材(上塗材)・水性フッ素樹脂クリアー・水性フッ素樹脂カラークリアー 素 材 焼付種別 仕上り コート ベーク 部 位 ・アルミニウム ・フッ素樹脂 ・ソリッド ・ウレタン樹脂 ・メタリック ・アクリル樹脂 ・ステンレス ・フッ素樹脂 ・ソリッド ・ウレタン樹脂 ・メタリック ・アクリル樹脂 ・亜鉛めっき鋼板 ・フッ素樹脂 ・ソリッド ・ウレタン樹脂 ・メタリック ・アクリル樹脂						



■ 敷地求積表

符号	底辺	高さ	倍面積
①	53.600	3.920	210.112
②	42.100	5.750	242.075
③	31.060	2.870	89.142
④	12.920	2.620	33.850
TOTAL			= 575.179
1/2			= 287.589
敷地面積			= 287.58 m ²

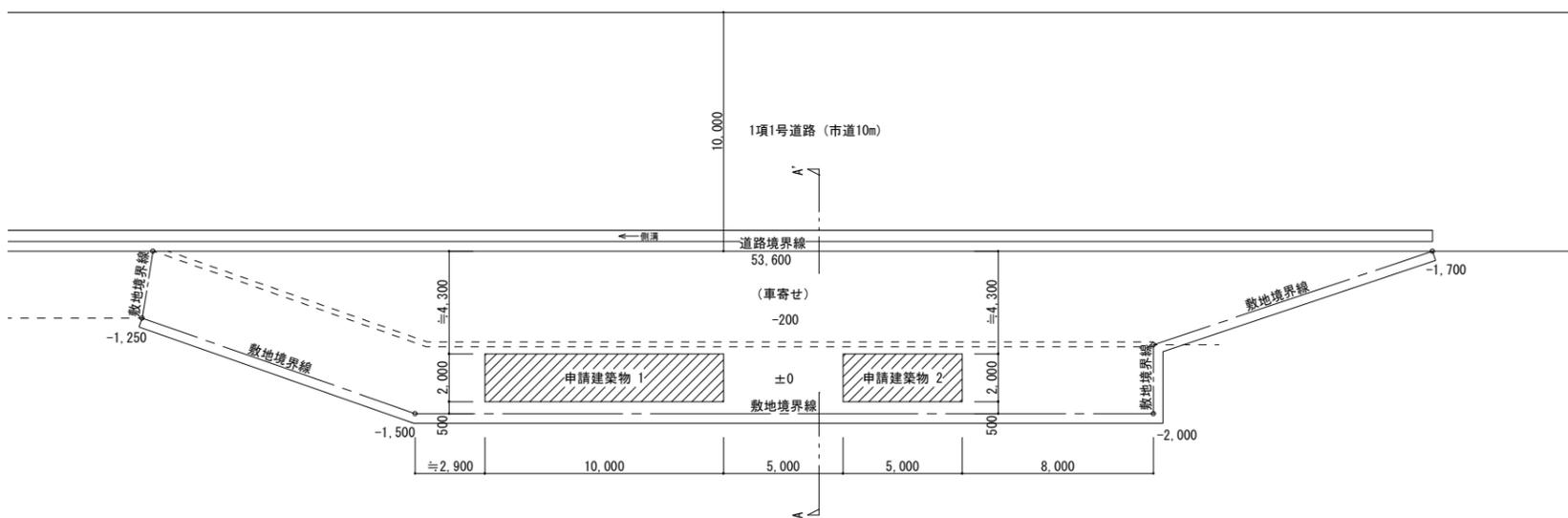
敷地求積図 S=1/200



A-A' 敷地断面図 S=1/200

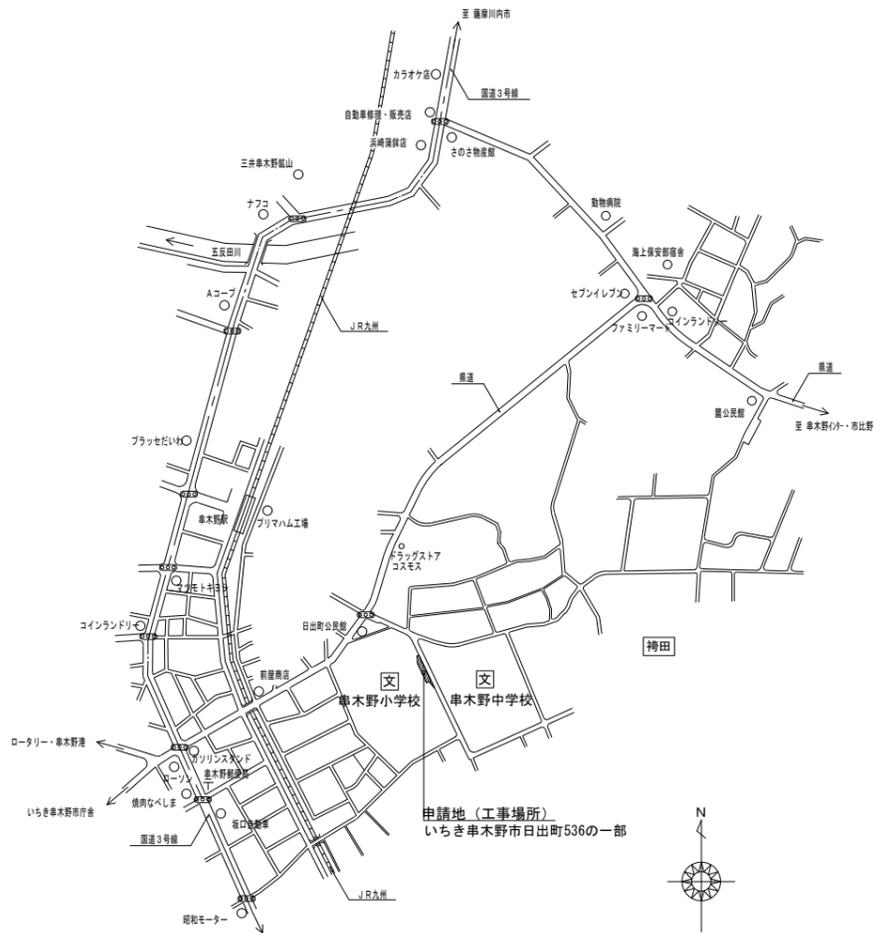


(串木野中学校敷地)



配置図 S=1/200

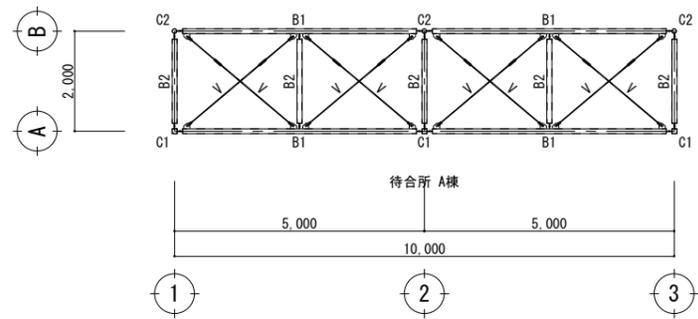
(串木野小学校敷地)



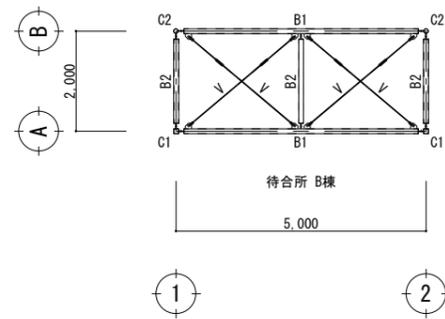
付近見取図

MEMO ※ この図面は、A2の縮小版です。

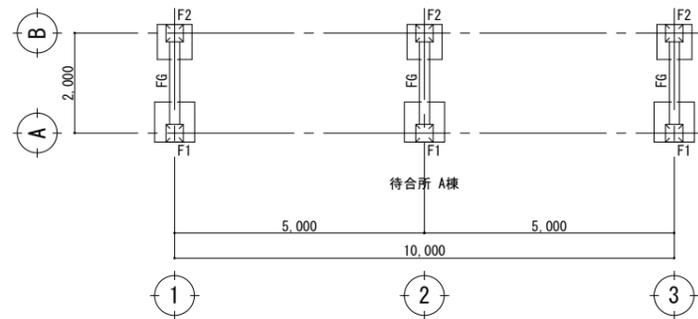
一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号 鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	立石建築設計事務所 E-mail: tateishi@po5.synapse.ne.jp TEL (0996)-32-1526 FAX (0996)-32-1356	設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野中学校バス停留所等整備工事 (上屋新築)	設計年月 2025 (R7) 年 3月	図面番号 B 6
			図面名称 付近見取図, 配置図, 敷地断面図, 求積図	縮尺 S=1/200	



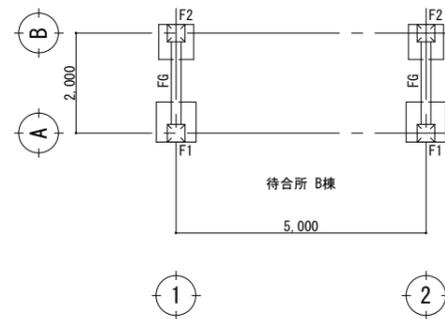
梁伏図 S=1/100



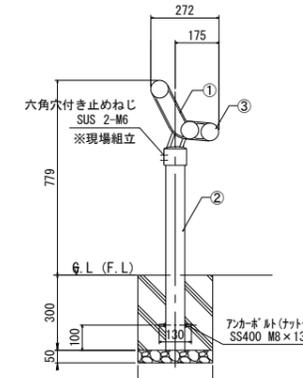
梁伏図 S=1/100



基礎伏図 S=1/100

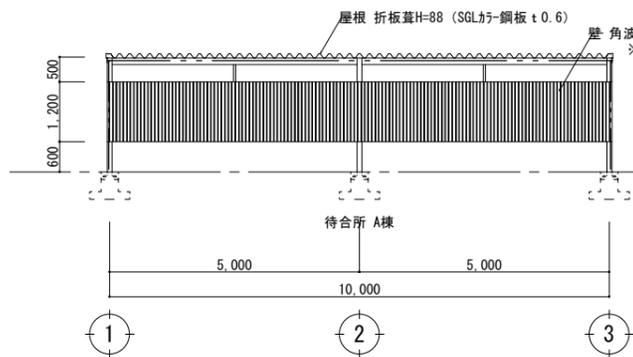


基礎伏図 S=1/100

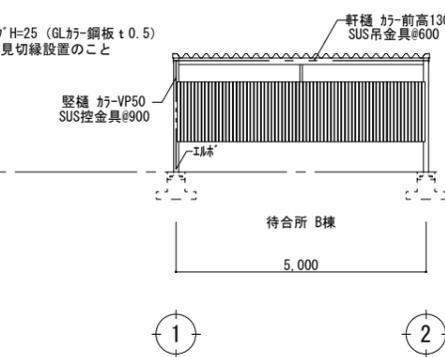


ベンチ詳細図 S=1/20

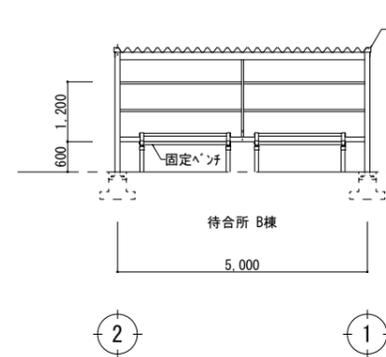
- ※固定ベンチは、SPR-100U (サボール) 程度とする (6台設置)
 ①本体：7M合金鋳物 AC4C ショットラスト焼付塗装
 ②支柱：鋼管 STK400 76.3φ × t 2.8 電気亜鉛めっき後焼付塗装
 ③カド材 (補強芯材入)：リザイカド 56φ サンディング 仕上 #24, 亜鉛めっき鋼管 STK400 42.7φ × t 3.5



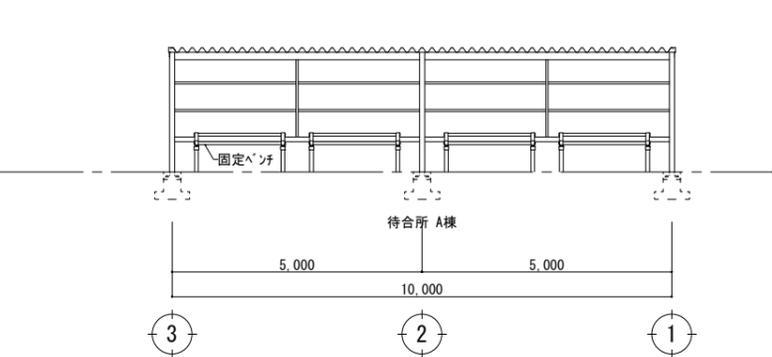
西側立面図 S=1/100



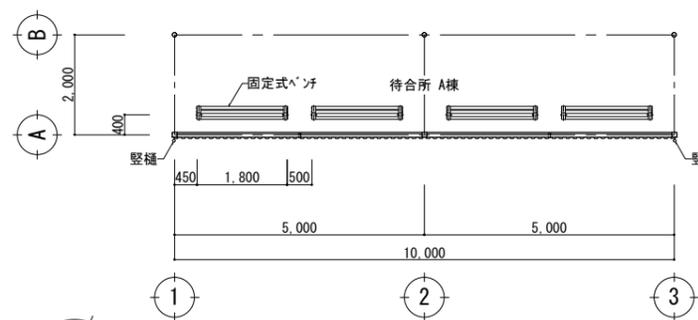
西側立面図 S=1/100



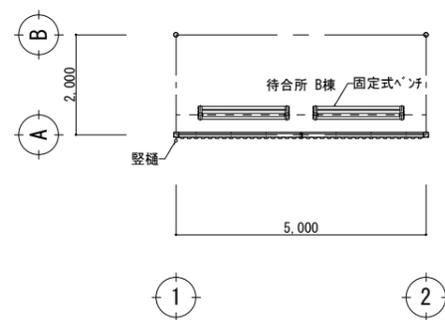
東側立面図 S=1/100



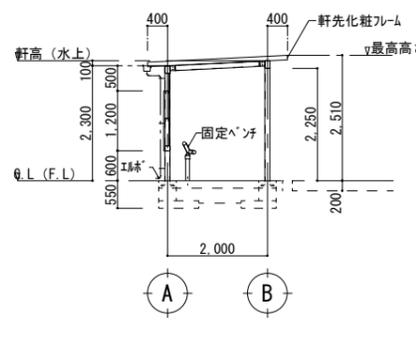
東側立面図 S=1/100



(申請建築物 1) 平面図 S=1/100 床面積=2,000×10,000=20,000㎡
 建築面積=(2,400-1,000)×10,000=14,000㎡



(申請建築物 2) 平面図 S=1/100 床面積=2,000×5,000=10,000㎡
 建築面積=(2,400-1,000)×5,000=7,000㎡



断面図 S=1/100

工事概要	仕上表
工事名称 串木野中学校バス停留所上屋新築工事	屋根 折板葺H=88 (SGLか-鋼板 t 0.6)
工事場所 いちき串木野市日出町536の一部	壁 角波サ行'ンク'張H=25 (GLか-鋼板 t 0.5)
用途 バス停留所 (待合所)	鉄部 溶融亜鉛めっき DP塗
構造規模 鉄骨造, 平家建て, 2棟, 延べ 30.00 m ²	軒 葺 か-塩' 被覆鋼板製 前高130 SUS吊金具
基礎 鉄筋コンクリート造 (直接基礎)	縦 葺 か-VP50 SUS控金具 下端: 工'付

MEMO ※ この図面は、A2の縮小版です。

一級建築士事務所
 知事登録 第1-3-66号
 立石建築設計事務所
 E-mail: tateishi@po5.synapse.ne.jp
 鹿児島県いちき串木野市緑町161番地
 TEL (0996)-32-1526
 FAX (0996)-32-1356

設計者
 大臣登録 第133050号
 一級建築士 立石 功貴

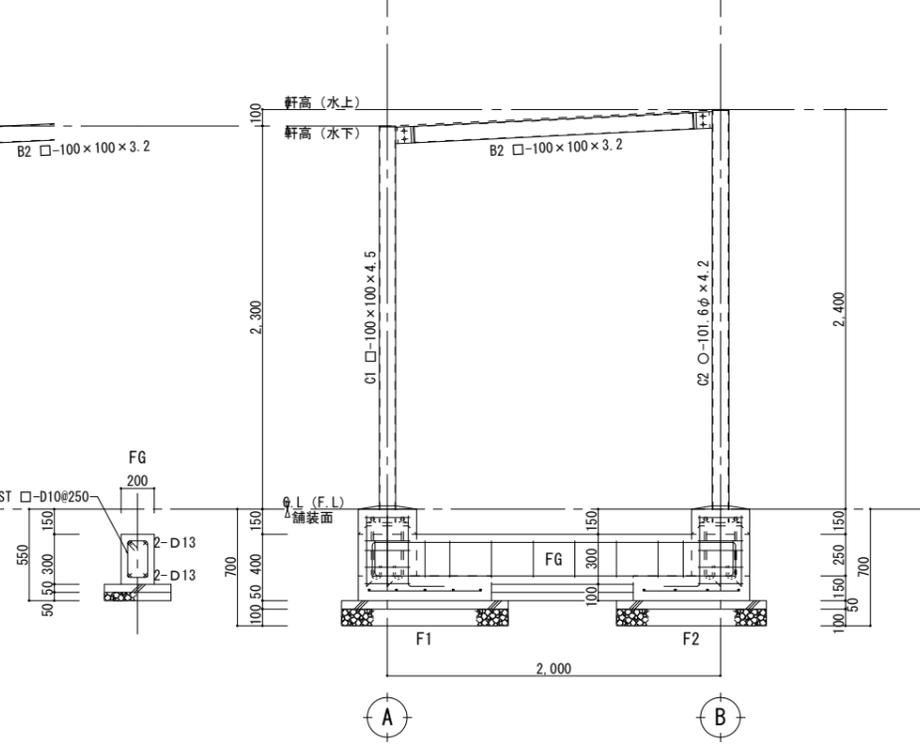
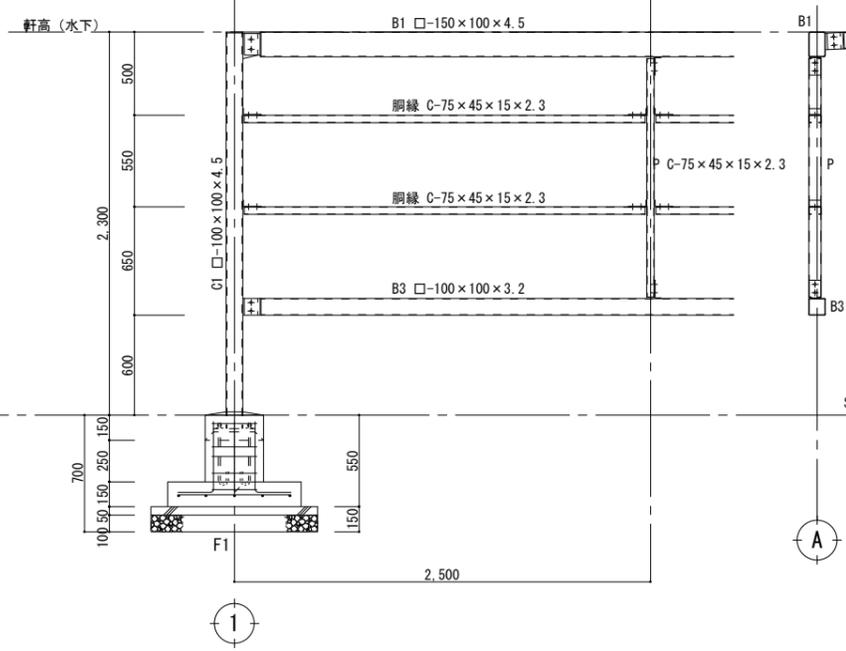
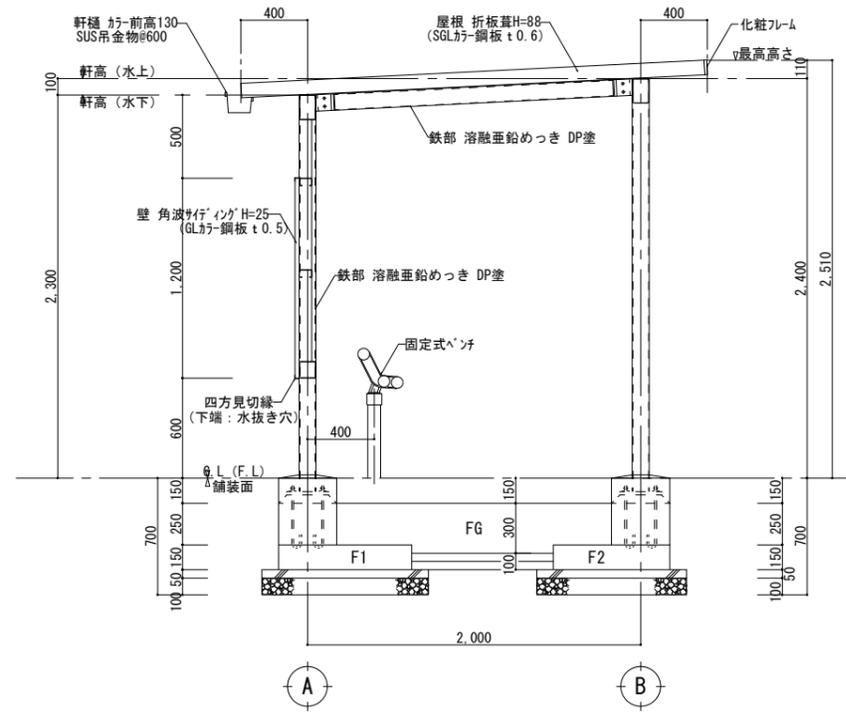
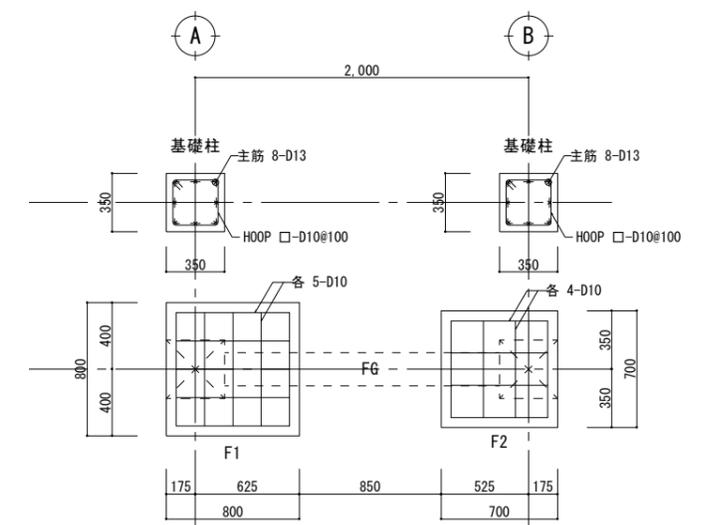
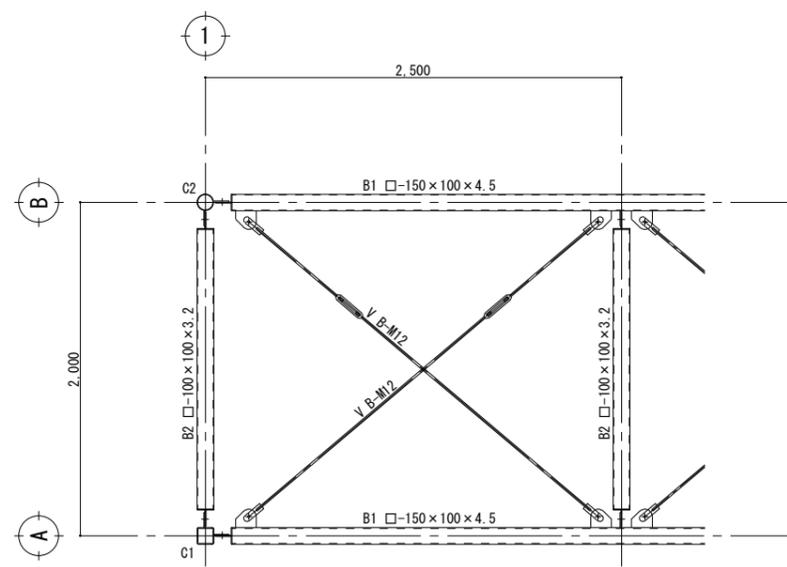
工事名称 串木野中学校バス停留所等整備工事 (上屋新築)
 図面名 待合所 (待合所) 工事概要, 仕上表, 平面図, 立面図, 断面図, 各伏図, ベンチ詳細図

設計年月 2025 (R7) 年 3月
 縮尺 S=1/100
 S=1/20

図面番号

B 7

■ 共通事項	
コンクリート	基礎 : $F_c = 21 \text{ N/mm}^2$ (21-15-20) 捨て : $F_c = 18 \text{ N/mm}^2$ (18-15-20)
鉄筋	SD295 (D10, D13)
鉄骨	鉄骨リスト参照
設計地耐力	50 KN/m ²



※A棟・B棟共通
矩計図 S=1/30

※A棟・B棟共通
構造詳細図 S=1/30

MEMO ※ この図面は、A2の縮小版です。	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号	立石建築設計事務所 E-mail : tateishi@po5.synapse.ne.jp	設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野中学校バス停留所等整備工事 (上屋新築)	設計年月 2025 (R7) 年 3月	図面番号
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL (0996)-32-1526 FAX (0996)-32-1356		図面名称 停留所 (待合所) 矩計図, 構造詳細図	縮尺 S=1/30	B 8

■ 鉄骨リスト ※ 鉄骨部材等は溶融亜鉛めっき。G. PL類はSS400、M16*はHTB (F8T)、M12*は中*とす。

符号・部材	C1 □-100×100×4.5 (STKR400)	C2 ○-101.6φ×4.2 (STK400)	P. 胴縁	C-75×45×15×2.3 (SSC400)
形状・寸法	<p>Wハット 基礎天端 A. Bolt フック付 A-Bolt 4-M12 (SS400) B. PL-19 (SM490C)</p>	<p>Wハット 基礎天端 A. Bolt フック付 A-Bolt 4-M12 (SS400) B. PL-19 (SM490C)</p>	<p>G. PL-4.5 2-M12 (L=40) 胴縁 P 110 70 1.450 40 B1 B2 B3</p>	<p>G. PL-4.5 2-M12 (L=40) 胴縁 P 110 70 1.450 40 B1 B2 B3</p>
符号・部材	B1 □-150×100×4.5 (STKR400)	B2 □-100×100×3.2 (STKR400)	B3 □-100×100×3.2 (STKR400)	V B-1-M12 (SNR400B)
形状・寸法	<p>PL-6 10 80 15 150 10 130 C1, C2 B1</p>	<p>PL-6 10 80 15 100 10 C1 B2</p>	<p>10 80 15 100 10 C1 B3 PL-6</p>	<p>35 80 40 110 125 B1 V PL-6</p>
	G. PL-6, 2-M16 (L=40)	G. PL-6, 2-M16 (L=40)	G. PL-6, 2-M16 (L=40)	G. PL-6, 1-M16 (L=40)

MEMO ※ この図面は、A2の縮小版です。

一級建築士事務所
知事登録 第1-3-66号
立石建築設計事務所
E-mail: tateishi@po5.synapse.ne.jp
鹿児島県いちき串木野市緑町161番地

設計者
大臣登録 第133050号
一級建築士 立石 功貴

工事名称
串木野中学校バス停留所等整備工事（上屋新築）
図面名称
停留所（待合所） 鉄骨リスト

設計年月
2025 (R7) 年 3月
縮尺
S=1/20

図面番号
B 9